

さいたま市授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日

さいたま市教育委員会教育長

竹居秀子

さいたま市教育委員会規則第 1 5 号

さいたま市授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市授業料等徴収条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市教育委員会規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(授業料等の還付) 第 2 条の 2 [略] <u>(授業料の徴収猶予)</u> 第 2 条の 3 教育長が特に必要と認める者について <u>は、授業料の徴収を猶予することができる。</u>	(授業料等の還付) 第 2 条の 2 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。